

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 県営土地改良事業の工事完了
- 公共測量の実施
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

指導監査課

治山課

道路整備課

〃

耕地課

〃

監理課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 一般競争入札の実施
- 〃

【人事委員会】

- 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

用度課

〃

人事委員会

〃

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

◎岡山県告示第二百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーション ライフグッド

2 所在地

岡山県笠岡市小平井二〇三九番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社西生会

2 所在地

岡山県笠岡市小平井二〇三九番地二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇五九〇〇三二二

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市宇治町遠原字大野山二二〇五の二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

◎岡山県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷玉野線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員	延長
倉敷市美和一丁目一〇九七番三地先から 倉敷市美和一丁目一〇九九番地先まで	新	一一・九〇 一一・九〇	二九・〇
倉敷市美和一丁目一〇九七番三地先から 倉敷市美和一丁目一〇九九番地先まで	旧	一一・九〇 二八・七	二九・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加茂奥津線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員	延長
苦田郡鏡野町岩屋字西の平凧の坂道上へ 下夕四番一地先から 苦田郡鏡野町岩屋字西の平一六番一地先 まで	新	八・八〇 三〇・三	二二六・五
苦田郡鏡野町岩屋字西の平凧の坂道上へ 下夕四番一地先から 苦田郡鏡野町岩屋字西の平一六番一地先 まで	旧	三・八〇 一八・四	二二六・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加茂奥津線

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
苫田郡鏡野町岩屋字荒神井手の谷二二三二番一地从先		新	四・一 一四・九	二三五・〇
苫田郡鏡野町岩屋字上み田二五六番一地从先		旧	四・一 九・六	二三五・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 下原船穂線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市船穂町柳井原字明地三八番一地从先		新	九・一 三一・五	八六二・〇
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一地从先		旧	七・〇 一四・二	八六七・六

一 道路の種類 県道
二 路線名 河本久米線
三 道路の区域

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

で 苦田郡鏡野町河本字西山九九番一 ら 地先ま 苦田郡鏡野町河本字西山九九番五 ら 地先か	で 苦田郡鏡野町河本字西山九九番一 ら 地先ま 苦田郡鏡野町河本字西山九九番五 ら 地先か	区 域
旧	新	新 旧 別
三・七 四・六	四・二 九・七	幅 員 (メートル)
三二・五	三二・五	延 長 (メートル)

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

◎岡山県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	加茂奥津線	河本久米線	<p>苦田郡鏡野町岩屋字西の平嶋の坂道上へ下夕四番一地先から</p> <p>苦田郡鏡野町岩屋字西の平一六番一地先まで</p> <p>苦田郡鏡野町岩屋字荒神井手の谷二三二番一地先から</p> <p>苦田郡鏡野町岩屋字上み田二五六番一地先まで</p> <p>苦田郡鏡野町河本字西山九八番五地先から</p> <p>苦田郡鏡野町河本字西山九九番一地先まで</p>	令和六年五月十日

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

〔二三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員（退任及び就任の届出があつた）

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称
 児島湾土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員	就任役員	住	所	理事	の別	監事
旗田 氏 名	旗田 氏 名	岡山市南区浦安西町七六一二			理事	
藤原 義則	齋藤 啓二	玉野市東高崎四〇―二二			理事	
三宅 正義	三宅 正義	岡山市南区宗津八八三			理事	
北尾 修一	北尾 修一	岡山市南区西七区五八九			理事	
近藤 豊	近藤 豊	倉敷市藤戸町藤戸一四九二―三			理事	
仁科 節夫	仁科 節夫	岡山市南区内尾七四三			理事	
宮武 博	宮武 博	岡山市南区中畦六三六			理事	
黒田 久夫	黒田 久夫	岡山市南区曾根七四―三			理事	
林 良之	林 良之	岡山市南区藤田二五六			理事	
牧野 博	大橋 和明	岡山市南区藤田二五二			理事	
田口 裕士	田口 裕士	岡山市南区藤田二五〇			理事	
山本 芳和	藤原 安生	倉敷市藤戸町藤戸一四八三			理事	
枝廣 政孝	枝廣 政孝	岡山市南区西高崎三八			理事	
森藤大五郎	森藤大五郎	岡山市南区西高崎三一			理事	
		岡山市南区西高崎三五			理事	
		岡山市南区西高崎三五			理事	

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

〔二三六〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和六年五月十日

地区名	工種	岡山県知事	伊原木隆太
備前(新庄)	農業用排水施設整備	令和三	完了年月日 四・二六
備前(佐山中尾)	〃	令和四	三・二四
備前(福石)	〃	令和二	三・二六
備前(寒河東)	〃	令和四	三・一〇
備前(猪ノ谷)	〃	令和五	三・七

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

〔二三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市豊野地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和六年四月一日から同年九月三十日まで	測量期間

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

〔二三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字大坪一〇四番四、一〇五番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西阿曾一〇四番地二

間野 忍

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月十一日岡山県指令建指第二九六号

〔二三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社二丁目字荒神西五四三番二、字畑田五四四番四、字藪下五四八番一、五四八番二、五四八番五、五四八番六、五四八番九、五四九番二、五四九番三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田五四八番地

フォーシーズン株式会社

代表取締役 荒木 隆正

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月八日岡山県指令建指第二八九号

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

〔二四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南三九五番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島一五九〇番地一―ブリーゼ・モールA―一〇二

松崎 将

総社市井手一〇八番地一きぼう二〇一

松崎 瞳

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月九日岡山県指令建指第一〇号

〔二四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字西鷺瀬四二八番一五、四二八番一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

井原市木之子町三四五番地八

飯島 晃大

飯島 華苗

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月二十五日岡山県指令建指第三一〇号

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

〔二四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字下河原四四六番一六、四四六番一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町川辺二九二番地三

面野 嵩啓

面野 千春

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月二十六日岡山県指令建指第三九〇号

〔二四三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字平山一三二七番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野二五八番地エバーグリーンオークA棟二〇二号

荒木 美帆

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十二日岡山県指令建指第四二二号

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

〔二四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後九二番一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区当新田一一五番地一D r o o m当新田二〇二

川上 慎也

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月二十一日岡山県指令建指第三八六号

〔二四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇一番四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目六番地一〇五アブランドルⅣ三〇二号

江島 貴裕

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月一日岡山県指令建指第四〇一号

〔二四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六三番八、六三番九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市酒津二三一五番地一ペイトンプレイスB棟二〇七号

宮嶋 佑旗

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十五日岡山県指令建指第四四二号

〔二四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇一番二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区中仙道二丁目一六番一八号エクセレント・ヴィラ五〇二

大西 弥

大西 実季

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月二十六日岡山県指令建指第三八九号

〔二四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町中字梅木五八二番二の一部、六〇二番の一部、六〇三番、六〇四番、六〇五番、六九四番、六九七番、七〇〇番、七〇一番一、七〇一番二、七〇三番、七〇四番の一部、七〇五番の一部、七〇六番の一部、七〇七番の一部、七〇八番の一部、字下新池六〇七番三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地
矢掛町土地開発公社

理事長 山岡 敦

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月七日岡山県指令建指第四〇七号

〔二四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社二丁目字荒神西五四三番二、字畑田五四四番四、字藪下五四八番一、五四八番二、五四八番五、五四八番六、五四八番九、五四九番二、五四九番三

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田五四八番地

フォーシーズン株式会社

代表取締役 荒木 隆正

五 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月八日岡山県指令建指第二八九号

〔二五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町中字梅木五八二番二の一部、六〇二番の一部、六〇三番、六〇四番、六〇五番、六九四番、六九七番、七〇〇番、七〇一番一、七〇一番二、七〇三番、七〇四番の一部、七〇五番の一部、七〇六番の一部、七〇七番の一部、七〇八番の一部、字下新池六〇七番三

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地

矢掛町土地開発公社

理事長 山岡 敦

五 許可年月日及び許可番号

令和六年三月七日岡山県指令建指第四〇七号

〔11月1日〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達のついでに、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年10月10日

岡口眞由博 伊原木 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（本庁及び出先分） 406式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書、令和6年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（本庁及び出先分）13～14型及び同仕様書15型以上（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和6年9月30日（月）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ## 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和6年6月3日(月) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年5月10日(金) から同年6月10日(月) まで (岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ115グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月19日(水) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和6年6月18日(火) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和6年6月10日(月) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 406 Units
- (2) Delivery date :
By 30 September (Monday) , 2024
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 19 June (Wednesday) , 2024
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7540

「11月11」宮中麗舞に題する協定の適用を受ける調達について次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年五月十日

岡 田 謙 幸 博 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（教育庁分） 524式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書、令和6年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（教育庁分）13～14型及び同仕様書15型以上（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和6年9月30日（月）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ## 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格

令和6年5月10日 岡山県公報 第12598号

告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和6年6月3日(月) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年5月10日(金) から同年6月10日(月) まで (岡山県の休日を定める

条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月19日(水) 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和6年6月18日(火) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和6年6月10日(月) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 524 Units
- (2) Delivery date :
By 30 September (Monday) , 2024
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1:40 P.M. 19 June (Wednesday) , 2024
- (5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県人事委員会規則第十一号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月十日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市の部市長部局の項中「人財育成係」及び「及び人財育成係」を削り、同表新見市の部市長部局の項中「部長」を「部長 担当部長」に、「特命参与」を「特命参与 特命参事」に改め、同表備前市の部市長部局の項中「検査官 検査参事」を「検査官」に、「副所長 所長補佐」を「副所長」に、「財政係長」を「財政健全化係長 財政検証係長」に改め、「行政改革課」を削り、「財政係」を「財政課」に、「事務次長 参事」を「事務次長 参事 主幹」に、

坑水処理場	場長
-------	----

を

坑水処理場	場長
公民館	館長 館長代理
図書館	館長
歴史民俗資料館	館長
加子浦歴史文化館	館長
埋蔵文化財管理センター	所長

に改め、

同部教育委員会の項中「室長補佐 課長補佐 主幹 総務計画係長」を「課長補佐 主幹 教育振興係長」に、

保育園	総括主幹 園長
認定こども園	総括主幹 園長 副園長

を

認定こども園	総括主幹 園長 副園長
--------	-------------

に、

学校給食共同調理場	所長
-----------	----

公民館	館長 館長代理
図書館	館長
歴史民俗資料館	館長
加古浦歴史文化館	館長
埋蔵文化財管理センタ	所長

を

学校給食共同調理場	所長
-----------	----

に改め、

同部選挙管理委員会事務局の項及び監査委員事務局の項中「次長」を「次長 参事」に改め、「同表浅口市の部市長部局の項中「支所長 課長」を「支所長」に、「市民生活課長補佐」を「支所長補佐」に改め、「同部教育委員会の項中「教育長」を「教育長 理事」に改め、「同表奈義町の部町長部局の項中

本庁	課長 室長 総務課参事 総務課副参事
保育園	園長

を

本庁	課長 室長 総務課人事担当副参事
----	---------------------

に改め、同部教育

委員会の項中

幼稚園	園長
-----	----

を

こども園	園長
------	----

に改め、同表岡山

県西部地区養護老人ホーム組合の部を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。